

## 平成30年白老町議会定例会4月会議会議録（第1号）

平成30年 4月25日（水曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時25分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第2号）

第 5 議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 報告第1号 専決処分の報告について

（平成29年度白老町一般会計補正予算（第10号））

第 7 報告第2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

---

### ○会議に付した事件

議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分の報告について

（平成29年度白老町一般会計補正予算（第10号））

報告第2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

---

### ○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

8番 大 淵 紀 夫 君                      9番 及 川 保 君  
10番 本 間 広 朗 君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副 町	長	古 俣 博 之 君
副 町	長	岩 城 達 己 君
教 育	長	安 藤 尚 志 君
総 務 課	長	高 尾 利 弘 君
財 政 課	長	大 黒 克 己 君
企 画 課	長	工 藤 智 寿 君
象徴空間整備統括監		笠 卷 周 一 郎 君
経 済 振 興 課	長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課	長	本 間 弘 樹 君
町 民 課	長	山 本 康 正 君
税 務 課	長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課	長	池 田 誠 君
建 設 課	長	小 関 雄 司 君
健 康 福 祉 課	長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課	長	岩 本 寿 彦 君
学 校 教 育 課	長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課	長	武 永 真 君
消 防	長	越 前 寿 君
病 院 事 務	長	野 宮 淳 史 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	高 橋 裕 明 君
主 査		小 野 寺 修 男 君
書 記		葉 廣 照 美 君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、4月25日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会4月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、8番、大淵紀夫議員、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により4月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成30年定例会4月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、平成30年度の一般会計の補正予算1件、条例の一部改正1件の議案2件と、専決処分の報告2件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから、4月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成30年白老町議会定例会4月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

初めに、アイヌ民族博物館の閉館及び公益財団法人アイヌ民族文化財団の発足についてであります。

本年3月31日、しらおいの歴史、文化の中核で、観光客、修学旅行生など数多くの来訪者を迎え入れたアイヌ民族博物館が閉館しました。

50年以上の永きにわたり資料展示、古式舞踊をはじめ、アイヌ文化の伝承活動、調査研究など、主体的に取り組んでいただき、当町のアイヌ施策推進に多大なる貢献をいただきました。

4月1日からは、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と合併し、民族共生象徴空間の運営主体となる公益財団法人アイヌ民族文化財団として、新たなスタートの一步を踏み出しました。

世界に誇れる我が国の先住民であるアイヌの文化復興等に向けて、今後幅広く展開されるものと大いに期待するところであります。

次に、工業団地における営業所の竣工についてであります。

昨年8月に石山特別工業地区分譲地を購入していただいた、丸三機械建設株式会社白老営業所の竣工式が、4月13日に挙行されました。

丸三機械建設株式会社は昭和35年、当時の大昭和製紙工場構内に事業所を設けられ、以来58年間、動力機械などの保守・メンテナンスを行ってまいりましたが、業務の多角化により、工場構外に営業拠点として白老営業所を開設されるものであり、道南地区はもとより全道各地に活躍の場を広げてくださるものと捉えております。

続いて、新工場の竣工についてであります。

昨年6月より、石山工業団地において建設工事が進められておりました株式会社ダイエットクック白老新工場の竣工式が、4月18日に挙行されました。

新工場は、鉄骨造り2階建て、延べ床面積は約6,400平方メートルで、最新の設備を導入し、主に道産食材を原料として、サラダや和惣菜のほか、素材系ポテトなどの冷凍品を製造、道内はもとより、全国各地へ出荷されることとなります。

最大生産能力は、現在の約1.6倍となる年間7,000トンとなり、特に冷凍ポテト製品につきましては、原材料となる道産馬鈴薯の洗浄から充填までを一貫ラインで製造することで、より質の高い商品が製造できるとお聞きしております。

株式会社ダイエットクック白老は、本年、創業から25周年の節目を迎えられます。

今後は順次、新工場へ生産体制を移行し、現在約170名いる従業員数も増員される予定であり、地域経済を牽引くださるものと期待しております。

なお、本4月会議には、議案2件、報告2件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

---

◎議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議案第1号でございます。平成30年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年4月25日提出。白老町長。

次のページをお開きください。3ページになります。第1表 歳入歳出予算補正。このたびの補正予算につきましては、歳出のみの補正予算となります。第1表については、記載のとおりでございます。

次、4ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書の歳出でございます。8款土木費、2項3目橋梁維持費、橋梁長寿命化事業、補正額はゼロでございます。萩野12間線跨線橋の撤去工事ではありますが、昨年度の実施設計に基づき、J R北海道と協議を進めてまいりましたが、町とJ R北海道との負担区分が確定したことから、町の工事請負費を1,500万円減額し、同額をJ R北海道委託工事負担金とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号 白老町国民  
健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年4月25日提出。白老町長。

条文の朗読は省略させていただきます、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例（以下、「新条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 新条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことから、所要の整備を含め本条例の一部を改正するものでございます。

次に、新旧対照表でございますが、こちら第19条の改正内容につきましては、次のページにつけております議案説明の説明資料によって、ご説明させていただきます。

それでは、議案説明の説明資料をお開きください。まず、1. 保険税軽減措置の拡充についてでございますが、このたびの改正内容につきましては、低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充でございます。国民健康保険税では、加入世帯の総所得に応じまして、7割、5割、2割の軽減を受けることができますけれども、今回の改正によりまして、5割と2割の軽減について、軽減の基準所得額を引き上げることで軽減対象の拡充を図るものでございます。①7割軽減でございますけれども、こちらは改正はございません。②5割軽減につきましては、被保険者1人につき、加算額を27万円から27万5,000円に5,000円増額することによりまして、軽減対象となる所得金額が引き上がるものでございます。③2割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき、加算額を49万円から50万円に1万円増額することによりまして、軽減対象となる所得金額が引き上がるものでございます。以上のような内容によりまして、改正する

ものでございます。

次に、2. 対象世帯・影響額でございます。こちら改正後の対象世帯、保険税軽減の影響見込み額につきましては、平成 29 年度当初課税時点のデータをもとに試算したところ、世帯で 32 世帯の増、軽減額は 50 万 9,000 円の増額となるものでございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3. 改正前と改正後を比較した軽減判定所得の計算例です。2 例ございますけれども、これについて簡単にご説明させていただきます。

まず、例 1 でございます。こちらは夫婦 2 人世帯。世帯の総所得が 88 万円の場合、現行であれば 2 割軽減ということで対象でしたが、改正後は 5 割軽減になるということでございます。

それから、例 2 では、同じく夫婦 2 人世帯で、世帯の総所得が 133 万円の場合、現行では軽減の対象外でございますが、改正後は 2 割軽減の対象となるものでございます。

以上で、議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者</p>

<p>務者は、雇用保険受給資格証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。</p>	<p>は、雇用保険受給資格証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>
---	--

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長(山本浩平君) 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) それでは、報1-1をお開き願います。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年4月25日提出。白老町長。

記。(4)会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に際し歳入歳出予算の補正をすること。

次のページでございます。

専決処分書。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日専決。白老町長。

平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 10 号）。

平成 29 年度白老町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 608 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 7,608 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

4 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正。1 歳入、次のページ、2 歳出でございしますが、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。

8 ページをお開きください。7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、（1）特産品 P R 事業、財源振替でございます。本年、2 月及び 3 月に 619 万 5,000 円のふるさと納税の指定寄附があり、このうち 307 万 6,000 円を本事業に充当することとし、同額一般財源を減額するものでございます。

次に、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、（1）各種基金積立金 608 万 3,000 円の増額補正でございます。まず、教育振興基金積立金寄付分 100 万円は、株式会社タマイ様から、社会福祉基金積立金寄付分 100 万円は、苫小牧市の株式会社牧野鉄筋様から、公共施設等整備基金積立金寄付分 100 万円は、株式会社タマイ様からの寄付により積み立てるものでございます。

次に、ふるさと G E N K I 応援寄附金基金積立金寄付分 308 万 3,000 円は、指定寄付金から、経費充当分を除いた金額を積み立てるものでございます。

以上で歳出は終了し、続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻っていただき、6 ページをお開きください。18 款の寄付金につきましては、先ほど説明しました指定寄付分 915 万 9,000 円の増額補正でございます。なお、ふるさと納税につきましては、支出がまだ残っており歳出が確定していないことから、資料による説明は次回以降にいたしますが、平成 29 年度ふるさと納税寄付額は 4 億 5,674 万 5,000 円、前年比 1 億 3,283 万 5,000 円の減となりましたので、ご報告申し上げます。

次に、20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 307 万 6,000 円の減額補正でございます。

このたびの指定寄付金の増額補正により、特産品 P R 事業の財源を振りかえたことから、一般財源を減額するものでございます。今補正予算において、繰越金の留保額は 1,067 万 1,000 円となるものでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね

したいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） それでは、報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年4月25日提出。白老町長。

記。（6）会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和34年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものでございます。

改正の内容につきましては、最後のページの報告第2号説明資料で説明させていただきます。

3月9日開催の全員協議会におきまして専決処分の内容につきましては既にご説明しておりますが、資料で若干説明をさせていただきます。まず、1、改正趣旨については、記載のとおり

りでございます。それから、2、改正内容でございますが、今回、課税の限度額については、合計89万円から93万円に4万円引き上げられます。内訳は、国保の医療に要する費用に充てる基礎課税分の現行の54万円から4万円引き上げて58万円とするものでございます。その他の後期高齢者支援金等の課税額分と介護納付金課税額分は現状のままでございます。3、対象世帯・影響額についてであります。平成29年度当初課税データをもとに試算したところ、対象世帯は国保に加入している約3,600世帯のうち54世帯、影響額につきましては196万7,000円の増額と見込んでおります。

以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明ありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日、4月26日から6月30日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時25分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 本 間 広 朗